

よくある問合せ

4月3日更新

📍 対象世帯・給付基準について

- Q1. 私（の世帯）が「京都市くらし応援給付金（令和7年度住民税非課税世帯）」（以下、「給付金」という。）の支給対象世帯かどうか確認したい。
- Q2. 「扶養親族等」の定義は何か。
- Q3. 親（課税者）に扶養されている単身世帯の大学生であるが、支給対象か。
- Q4. 生活保護・年金受給世帯であるが、支給対象か。
- Q5. 修正申告又は生活保護世帯で市・府民税の減免手続きを行い、令和7年度住民税が均等割非課税となったが、給付金を受給できるか。
- Q6. 配偶者（課税者）の被扶養者（非課税者）であったが、基準日（令和8年1月30日）の翌日以降に離婚した場合、支給対象か。
- Q7. 令和7年1月2日以降に日本に入国した単身世帯であるが、支給対象か。
- Q8. 令和8年1月30日時点で京都市に住民登録があるが、世帯には令和7年1月2日以降に国外から転入した者がいる。支給対象か。
- Q9. 基準日の翌日（令和8年1月31日）以降、京都市から転出した場合でも支給対象か。

📍 申請手続きについて

- Q10. どのように手続きしたらよいか。
- Q11. 代筆して申請することは可能か。
- Q12. 代理で給付金を受給することは可能か。
- Q13. 住民登録上の住所とは別の住所に案内文書を送付してほしい。
- Q14. しばらく入院しているため、自宅に案内文書が届いているか確認できない。もし支給対象だった場合、期限を過ぎてからでも申請を受け付けてもらえるか。期限内の申請が必須の場合は、どうすればよいか。
- Q15. オンライン申請は可能か。

📍 振込時期について

- Q16. 【支給のお知らせが届いた方】いつ頃に振り込まれるのか。
- Q17. 【確認書や申請書を提出された方】申請してから、どれくらいで振り込まれるのか。
- Q18. 振込通知や不支給通知は届くのか。

📍 その他

- Q19. 今回の給付金は、所得税課税の対象となるのか。
- Q20. 給付金は、生活保護受給世帯の場合収入認定となるのか。
- Q21. 給付金の案内が届いたが、詐欺ではないか。
- Q22. なぜ給付額は5,000円なのか。
- Q23. 相談窓口はどこにあるのか。



対象世帯・給付基準について

Q1. 私（の世帯）が「京都市くらし応援給付金（令和7年度住民税非課税世帯）」（以下、「給付金」という。）の支給対象世帯かどうか確認したい。

A1. 支給対象は、以下1～4の要件を全て満たす世帯です。

対象世帯には、令和8年4月3日（金）から案内文書を郵送しております。

- 1 基準日（令和8年1月30日）時点で、本市に住民登録があり、世帯全員の令和7年度分の住民税均等割が非課税の世帯であること。
- 2 世帯の中に住民税均等割が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと。
- 3 令和7年1月1日時点で国外に居住していた者のみで構成される世帯ではないこと。

<例> 令和7年1月2日以降に日本に転入され、令和7年度住民税の課税対象外である、単身世帯（留学生等）は受給できません。

- 4 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等だけで構成される世帯ではないこと。

<例> 親（課税者）に扶養されている大学生（非課税）等の単身世帯や、子（課税者）に扶養されている親の世帯（非課税）等は受給できません。

Q2. 「扶養親族等」の定義は何か。

A2. 本給付金における「扶養親族等」とは、令和6年12月31日の現況において、市町村民税の課税者と生計を同一にする配偶者、地方税法の規定による扶養親族（16歳未満の者を含む）のほか、同法の規定による青色事業専従者及び事業専従者が含まれます。

Q3. 親（課税者）に扶養されている単身世帯の大学生であるが、支給対象か。

A3. 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等だけで構成される世帯となりますので、支給対象外です。

Q4. 生活保護・年金受給世帯であるが、支給対象か。

A4. A1の支給要件を満たしている世帯であれば、支給対象となります。

Q5. 修正申告又は生活保護世帯で市・府民税の減免手続きを行い、令和7年度住民税が均等割非課税となったが、給付金を受給できるか。

A5. 世帯全員の令和7年度住民税が均等割非課税となった場合は給付金の支給対象となりますので、案内文書が届かない場合は申請期限（令和8年5月25日（月））までに申請書をご提出ください。

Q6. 配偶者（課税者）の被扶養者（非課税者）であったが、基準日（令和8年1月30日）の翌日以降に離婚した場合、支給対象か。

A6. 原則、基準日時点で課税世帯である場合は支給対象外となりますが、基準日時点で離婚協議中の場合や、基準日後に子ども連れでの離婚があった場合については、配偶者（課税者）の被扶養者（非課税者）等であっても、支給対象となる可能性があるため、コールセンター（0120-733-022）までお問い合わせください。

Q7. 令和7年1月2日以降に日本に入国した単身世帯であるが、支給対象か。

A7. 令和7年1月1日時点で国外に居住していた者のみで構成される世帯となりますので、支給対象外です。

Q8. 令和8年1月30日時点で京都市に住民登録があるが、世帯には令和7年1月2日以降に国外から転入した者がいる。支給対象か。

（例）

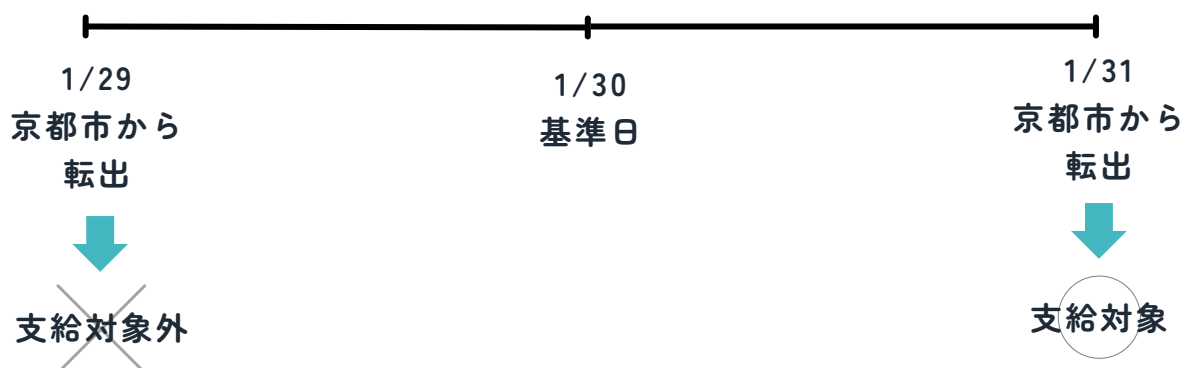
令和7年1月1日時点	父：国外	母：国内	子：国内
令和8年1月30日時点	父：国内	母：国内	子：国内

A8. 令和7年1月1日時点で国内に居住していた全ての方（上記例では母と子）が令和7年度住民税均等割非課税であり、その他の支給要件を満たす場合は、支給対象です。なお、この場合、ご自身での申請が必要です。

Q9. 基準日の翌日（令和8年1月31日）以降、京都市から転出した場合でも支給対象か。

A9. 基準日（令和8年1月30日）時点において本市に住民登録があれば、1月31日以降に京都市から転出された場合であっても、支給対象となります。

（例）



Q10. どのように手続きしたらよいか。

A10. ① 「支給のお知らせ」が届いた方
「支給のお知らせ」に印字されている受取口座（令和6年度以降の京都市くらし応援給付金を受給された口座や公金受取口座など）に手続き不要で振り込みます。受取口座の変更又は辞退を希望する方のみ、オンライン又は郵送にて届出が必要です。

届出期限：令和8年4月15日（水）必着（※届出する場合のみ）

② 「確認書」が届いた方
支給要件を確認のうえ、署名及び受取口座等の必要事項を記入して、オンライン又は郵送にてご提出ください。

申請期限：令和8年5月25日（月）必着

③ 支給対象ではあるが、「支給のお知らせ」又は「確認書」が届かない方
令和7年1月2日以降に京都市に転入した方等で、京都市で課税情報等が確認できない方を含む世帯については「申請書」の提出が必要です（郵送のみ。オンライン申請不可）。「申請書」はホームページでダウンロード又はコールセンター（0120-733-022）から取り寄せてください。

申請期限：令和8年5月25日（月）必着

<申請書 ホームページURL>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000348577.html>

Q11. 代筆して申請することは可能か。

A11. 本人の了承を得た上で、代筆していただくことは可能です。ただし、案内文書や通知を代理で受け取りたい場合は、「確認書等転送依頼届（※）」（以下「転送依頼届」という。）を送付してください。

※ホームページからのダウンロード又はコールセンター（0120-733-022）からの発送が可能です。

<転送依頼届 ホームページURL>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000348577.html>

Q12. 代理で給付金を受給することは可能か。

A12. 受給権者は、原則、基準日（令和8年1月30日）時点の世帯主ですが、法定代理人や世帯主以外の御家族など、世帯主本人名義以外の口座で受給する場合は、以下の手続きが必要です。

【支給のお知らせ対象者の場合】

届出期限（令和8年4月15日（水）（必着））までに「転送依頼届」（※）を送付してください。

【確認書・申請書対象者の場合】

確認書、申請書の提出に加えて、以下の書類を提出してください。

<法定代理人の場合>

- ① 世帯主（委任者）及び代理人双方の本人確認書類
- ② 代理権を証する書類（登記事項証明書等）

<任意代理人の場合>

- ① 世帯主（委任者）及び代理人双方の本人確認書類
- ② 代理申請・受給手続申立書（※）

※ホームページからのダウンロード又はコールセンター（[0120-733-022](tel:0120-733-022)）からの発送が可能です。

<転送依頼届 ホームページURL>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000348577.html>

<代理申請・受給手続申立書 ホームページURL>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000350503.html>

Q13. 住民登録上の住所とは別の住所に案内文書を送付してほしい。

A13. 原則、令和8年3月12日時点の住民基本台帳に登録されている住所地に送付します。ただし、住民票の住所と違う場所に居住している等の事情がある方で、案内文書が届かない場合は、別途「転送依頼届」の提出が必要になります。転送依頼届はホームページからダウンロードいただき送付してください。

なお、ダウンロードが難しい場合は、原則、令和8年4月24日（金）までにコールセンター（[0120-733-022](tel:0120-733-022)）にお電話いただければ、指定の住所宛に郵送します。

<転送依頼届 ホームページURL>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000348577.html>

Q14. しばらく入院しているため、自宅に案内文書が届いているか確認できない。もし支給対象だった場合、期限を過ぎてからでも申請を受け付けてもらえるか。期限内の申請が必須の場合は、どうすればよいか。

A14. 支給対象世帯の世帯主には、原則、令和8年3月12日時点の住民登録上の住所地に案内文書を送付しています。住民票の住所地と異なる場所にお住まいの場合は、転送依頼届を提出いただければ、支給対象であれば当該届に記載いただく住所に案内文書を転送します。なお、転送依頼届は当ホームページからダウンロードいただくか又はコールセンター（[0120-733-022](tel:0120-733-022)）にお電話いただければ、指定の住所宛に郵送します。

また、入院中で案内文書の確認ができないなどの事情があっても、申請期限（令和8年5月25日（月）（必着））の延長は認められません。受給を希望される場合は、御家族に手続きを依頼するなど、期限内に申請をお願いします。

<転送依頼届 ホームページURL>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000348577.html>

Q15. オンライン申請は可能か。

A15. 以下の手続きにおいて、オンライン申請が可能です（申請書につきましては、オンライン申請は対応しておりません）。オンライン申請をする場合、お手元の案内文書のQRコードからお手続きいただけます。

①支給のお知らせ（口座変更・辞退）

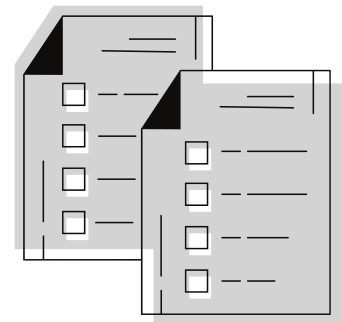
【申請期限：令和8年4月15日（水）】

②確認書

【申請期限：令和8年5月25日（月）】

<オンライン申請マニュアル URL>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000348/348577/manual.pdf>





振込時期について

Q16. 【支給のお知らせが届いた方】いつ頃に振り込まれるのか。

A16. 4月末頃の振込みとなります。

Q17. 【確認書や申請書を提出された方】申請してから、どれくらいで振り込まれるのか。

A17. 不備のない書類の受付後、概ね1か月程度で振込みとなります。
※申請が集中した際は、もう少しお待ちいただく場合があります。

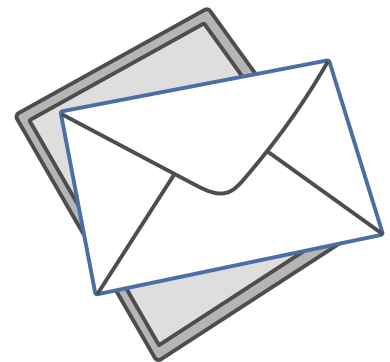
Q18. 振込通知や不支給通知は届くのか。

A18. 【支給のお知らせ】と【確認書】対象の方につきましては、振込通知は発送しません。振込日等は進捗状況確認フォームにてご確認ください。ただし、不支給となった場合には不支給通知を発送します。

【申請書】を提出された方につきましては、振込通知又は不支給通知を発送しません。

<進捗状況確認フォーム URL>

<https://city-kyoto.kyufu-status.jp/>



Q19. 今回の給付金は、所得税課税の対象となるのか。

A19. 所得税の計算における所得に含まれます。

Q20. 給付金は、生活保護受給世帯の場合収入認定となるのか。

A20. 支給対象者1人につき8,000円以内の額（月額）について収入として認定しない取扱いとなっています。

Q21. 給付金の案内が届いたが、詐欺ではないか。

A21. 「京都市暮らし応援給付金（令和7年度住民税非課税世帯）」に係る案内文書は本市から4月3日（金）以降に支給対象世帯へ送付しており、詐欺ではございませんのでご安心ください。なお、ホームページに掲載している送付用封筒を用いて発送しておりますので、ご確認ください。

<ホームページURL>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000348577.html>

Q22. なぜ給付額は5,000円なのか。

A22. この度の物価高騰対策において、国においては1人当たり3,000円を目安として示しているなか、京都市では市民全員に市民生活応援デジタル地域ポイント（仮称）を一人当たり5,000円給付する準備を進めており、住民税非課税世帯には、さらに1世帯あたり5,000円を給付することとしています。限られた財源の中でできる限りの支援として検討させていただきました。

（参考）市民生活応援デジタル地域ポイント コールセンター

 [050-2030-3370](tel:050-2030-3370)（受付時間：9時～17時 土日祝を除く）

Q23. 相談窓口はどこにあるのか。

A23. 以下の場所で、相談窓口を設置しております。

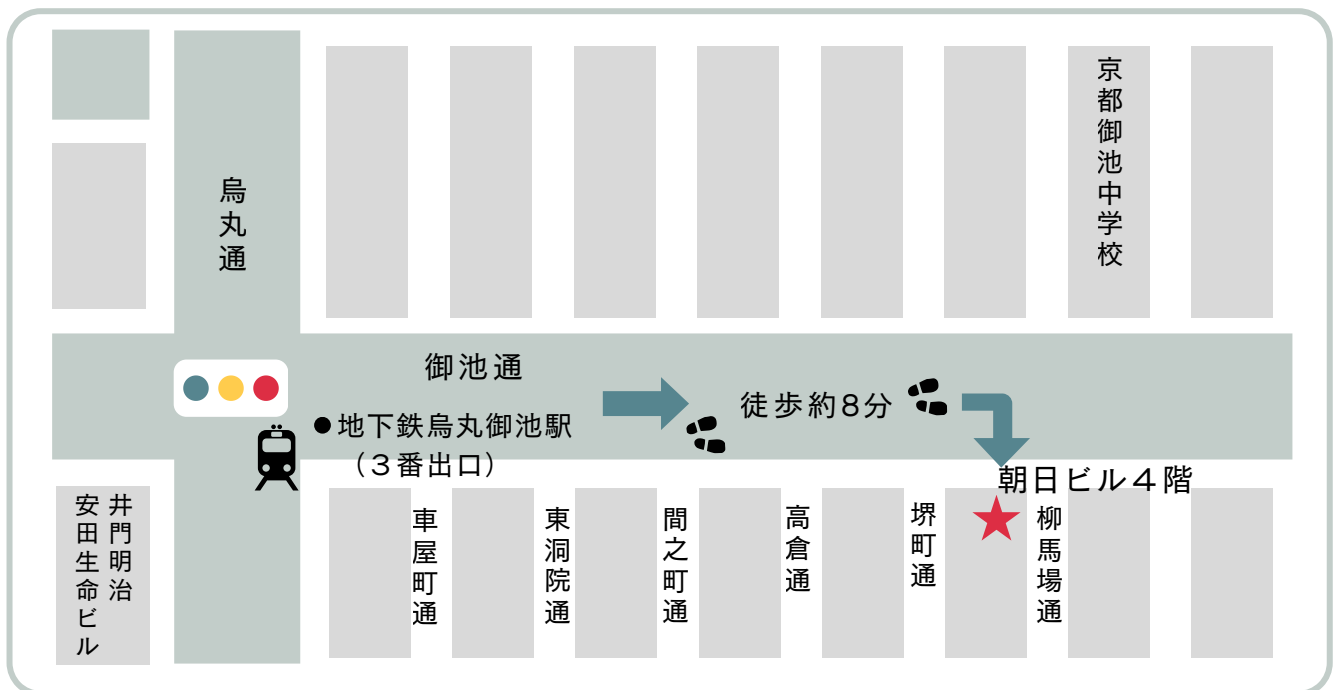
住 所：京都朝日ビル4階（京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65）

開庁時間：平日午前8時45分～午後5時30分

※グーグルマップで検索する場合は「京都朝日ビルディング」で検索してください。

※京都朝日ビルには、駐車場や駐輪場はありません。公共交通機関を御利用ください。（地下鉄 烏丸御池駅から徒歩約8分）


<案内図>



迷ったときは・・・

下記のコールセンターまでお問い合わせください。

京都市くらし応援給付金コールセンター

 **0120-733-022**

（受付時間：午前9時～午後6時 土日祝を除く）

